

経営学部 ビジネス法学科 四條 北斗（よじょう ほくと）准教授

ストーカー規制法が専門。今後の改正は「冷静な議論を」
同時期に制定されたドイツの法律と比較して研究

■ストーカー規制法は、電子メールやSNS、GPSなど技術の進歩や社会情勢の変化に対応して計3回改正

ストーカー規制法は、1999年の桶川ストーカー殺人事件を重大な契機として、2000年に制定・施行された後、2013年、2016年そして2021年と3回の改正を経て、電子メールやSNS上の連続したメッセージの送信やGPS機器等による位置情報無承諾取得等を規制対象に加えながら、社会の変容や技術の進展に対応できるように改善されてきました。

同法に詳しい四條北斗准教授は、2021年の改正について「社会のデジタル化に対応する改正です。立法当時と比べ、スマホやSNSが普及するなど、技術やコミュニケーション手段、社会情勢は大きく変化しました。ストーカーは次から次へと新しい方法を生み出します。今回のGPSへの対応も、ストーカー規制法の対象にして本当に良かったのか検討の余地はありますが、実態に合わせて規制をかけていくという意味では必要な改正だったと思います」と話しています。同法は、桶川の事件を受け、殺人や傷害、性犯罪、住居の不法侵入などに至る前段階の部分で規制する必要があるのではないかとの考えで早急に制定された議員立法です。このため、保護法益について議論が熟していなかった面があり、新しい技術を全て捕捉できるような作り方もされていません。

今後の論点として、サイバーストッキングへの対応▽「恋愛感情等充足目的」という要件を外すか▽隠しカメラで撮影し続ける行為を処罰の対象に含めるか——などが考えられますが、四條准教授は「既存の法律で捕捉できるケースも多くあります。ストーカー規制法は日常と密接な行為を規制の対象にするだけに、冷静な議論をしないと、気がついたらものすごく窮屈な社会になっていた、ということもあり得ます」と指摘しています。

■ドイツにはバスケット条項やエスカレート予防勾留の制度。「恋愛感情等充足目的」の要件なし

ドイツでも2002年にストーカー行為に対する法規制が始まり、その後、2007年にドイツ刑法238条にストーカー行為罪が設けられたことにより、刑事規制の対象となりました。その後、2017年と2021年の2回の改正が行われ、社会の変容と技術の進展に対応した処罰規定に改善されています。ドイツでもストーカー行為の効果的な取締りと被害者の保護が重要な問題とされていますが、必ずしも処罰規定を設けたり、拡張したりするだけではそれらの問題は解消されないことも認識されています。日本の法制度との比較では、いわゆるバスケット条項が設けられていることや、ストッキング被害者の健康被害も捉えた罰条があることが特徴です。また、2021年改正によるサイバーストッキングへの対応は日本の法制度の在り方を考える上で、参考になります。

四條北斗准教授 プロフィール 詳細はこちら⇒ <https://webj8.osaka-ue.ac.jp/ouehp/KgApp?resId=S000148>

1981年生まれ、静岡県出身

経 歴：2010年、桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。2010年東北学院大学大学院法務研究科専門職大学院助手。2012年10月大阪経済大学経営学部ビジネス法学科の講師に就任し、2018年4月から現職。（関西大学法学研究所委託研究員）

論 文：『ストーカー行為罪における「恋愛感情等充足目的」について』（2023年、法政論叢※秋公判予定）、『ドイツ刑法典238条（つきまとい罪）の2021年改正について』（2022年、大阪経大論集）、『ストーカー規制法の改正動向について』（2022年、日本政治法律研究）、『ドイツ刑法典238条（つきまとい罪）の2017年改正について』（2020年、大阪経大論集）、『ストッキング被害者の自殺への追い込みの刑事責任』（2020年、大阪経大論集）

所属学会：日本刑法学会、法と心理学会、日本法政学会、日本政治法律学会、European Society of Criminology

※専門家としてのコメントは可能ですが、顔出しメディア出演については辞退させていただきます。

<本件に関するお問い合わせ先>

大阪経済大学 企画部広報課 高濱 Tel：06-6328-2431 Mail：kouhou@osaka-ue.ac.jp

大阪経済大学 広報デスク（プランニング・ポート内） 福嶋、小宮 Tel：06-4391-7156

<https://www.osaka-ue.ac.jp>